事例No.	2946
公表年度	R5
団体の属性	一般市
団体名	栃木県栃木市

事例区分	DX

タグ	・ICT ・公共施設活用 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	ICT

事例内容・タイトル

参考（再掲）:ケーブルテレビによるミニサテ局の代替検討①(栃木県栃木市)

出典

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第23回）配付資料

小規模中継局のケーブルテレビ代替の検討

ケーブルテレビは、全国約9割の世帯において利用可能。多くの小規模中継局（ミニサテ）のカバーエリアにおいてもサービス提供中であり、この場合は一定の設備追加を行うことで追加の権利処理を行うことなく、小規模中継局を代替することが可能

【ケーブルテレビの優位性】

- ✓ ケーブルテレビは、**総接続世帯3,139万世帯*に対して地上波の再放送を提供**。
- ✓ **国内の総世帯数5,950万世帯の52.5%**であり、**国内の約半数の世帯がケーブルテレビを通じて地上放送を視聴**。
- ✓ 総世帯のうち**88.4%（5280万世帯**）は、未加入者でも申し込めば直ちに加入できる状態**（自宅近辺までケーブルテレビの幹線が敷設されている状態）

* 総務省「ケーブルテレビの現状」（令和４年11月）
** ケーブルテレビ連盟正会員事業状況報告（2022年3月末）

【制度面】

- ✓ ケーブルテレビを通じで行われる放送の再送信は、**放送法上の「放送」と位置付けられており、現行制度上で速やかに導入可能**。
- ✓ このため、**ケーブルテレビでは放送と同一内容を視聴することが可能**。「ふたかぶせ」によるコンテンツの差替えも不要。
- ✓ ケーブルテレビによる再送信の品質・機能は品質省令等で強制規格として規定。基幹放送から送信されるものと同等であることが担保。データ放送、字幕、緊急地震速報等をそのまま利用可能。

【ブロードバンドサービス】

- ✓ ケーブルテレビによる地上波の再放送に関連し、**多くのケーブルテレビ事業者は、ブロードバンドサービスも提供**。地上・衛星放送のIPユニキャスト送信も技術的にはケーブルテレビでも対応可能。

参考(再掲): ケーブルテレビによるミニサテ局の代替検討①（栃木県栃木市）

- ✓ （株）ケーブルテレビ※のエリア内のミニサテ局について、ケーブルテレビの再放送による代替を検討。
- ✓ 都賀大柿中継局、栃木大森中継局（ミニサテ局）については、どちらもサービス提供エリア内であることを確認。
- ✓ 幹線は、全世帯を100%収容する容量を確保していますが、全世帯をカバーするためには、幹線・引込線間の線路（芯線）の敷設や分岐装置等の増設が必要となります。

※ 株式会社ケーブルテレビ（栃木県栃木市）は、栃木県（栃木市など）、群馬県（館林市など）、茨城県（結城市、筑西市など）、埼玉県（久喜市（一部））をサービスエリアとする事業者

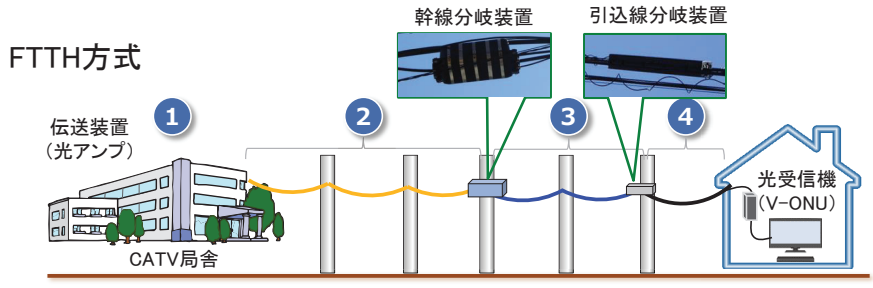
(ア) 都賀大柿中継局(栃木県栃木市)



(イ) 栃木大森中継局(栃木県栃木市)



A-PABホームページより



	1 伝送装置	2 幹線	3 幹線～引込線間	4 引込線
（ア）都賀大柿中継局	全世帯をカバーするためには、CATV局舎内の伝送装置（光アンプ）の増強が必要。	100%全世帯をカバーできる容量を確保できている。 幹線分岐装置等については増設が必要。	64%の世帯を収容できる設備があるが、100%カバーするためには、幹線・引込線間の線路（芯線）、分岐装置の増設が必要。	申込に応じて敷設。集合住宅についてはオーナー契約を行い一括して敷設する場合あり。
（イ）栃木大森中継局				